

アントニオ猪木 VS モハメド・アリ戦から50年、ガラスの仮面50周年の年だそうです
A:基金・共済会

①掛金（基金・共済会）の納付について

今回の請求	1月2月分	
納付期限	2026年1月27日(火)	
取扱金融機関	事業所指定の金融機関	小切手の場合は、納付期限の
納付方法	口座自動振替	5日前までに入金してください
その他の	○基金掛金と共済会掛金の合計金額を振り替えます ○口座が同一の場合、集約をして、合計した金額を振り替えます	

②共済会・基金事務説明会を開催します

- 開催日時 > 2026年3月6日(金) 9:45~16:00 (終了後個別相談会)
 - 開催場所 > キャンパスプラザ京都 (京都駅前)
- *案内兼申込書を同封しています (ホームページからもダウンロード可能)
- *WAMの講師による説明もあります。

③共済会・基金だよりの発行について

- 2月頃の発行を予定しております。

④長期在会会員表彰対象者の記念品カタログの申込期限について

- 贈呈をしたカタログギフトの申込期限は、本年1月末日です。
 - 期限を一定期間過ぎた場合、贈呈時にご案内の通り、寄付コースへの申込扱いとなります。
 - 期限を過ぎて申込を希望する場合、すぐに事務局にご相談ください。
- *対象会員：在会10, 20, 30, 40年の会員（本年度4月1日時点）
- *共済会から督促などの連絡はいたしません。
- カタログの紛失がありましたら事務局へお知らせください。

⑤「基金にかかる取扱い規程」の改定を検討されている法人様への注意事項

- 改定をするまえに、必ず、事務局へご相談ください。
- 規程の改定は、国（厚生労働省）の審査、承認を受けます。
→国の審査で承認されない場合は、法人が決定した内容を変更いただくことになります。
- 改定手続きはすぐにはできません。手続きは次の通りとなります。
[1] 基金の役員会（年4回程度）で改定案を承認→[2] 国へ改定案を届出→[3] 国が承認
*届出内容により国には、施行日の2ヶ月前に基金から提出する必要がありますので、
法人から事務局への提出は、施行日の4~6ヶ月前が目安になります。
- 名称変更等の適用日は、厚生年金保険の適用日です。事業認可日ではありません。
- 「給付減額」と認定される改定（マイナス改定）は、内容により国が承認されないことがありますのでご留意ください。

⑥社会保険適用拡大による退職金制度の加入者範囲への影響にご注意ください

- 退職金制度（基金）への加入者（会員）のうち、非正規職員も加入対象としている場合は、社会保険の適用拡大の影響を受ける可能性があります。
- *事業所の「基金にかかる取扱規程」をご確認ください。

⑦福利厚生利用補助金の請求期限

「福利厚生利用補助」の本年度分(2025.4.1～翌年の3.31)の利用についての請求期限は、

2026年4月20日 共済会到着分まで となっておりますのでご注意ください。

*対象の補助事業：「宿泊補助」/「眼鏡購入補助」/「事業参加補助」

*期限を過ぎると給付できません。

⑧年度に新たに事業所を新設される法人様へ（基金への新規登録は要注意）

お早めに事務局へご連絡ください。手続きが遅れますと、ご希望にお応えできません。

B：WAM (*福祉医療機構と契約している法人・事業所が対象です)

①届出書類は、すべて、WAMへ直送してください。

・業務委託契約の解除により、相談対応のみとなります。

②2025年1月から刷新されたWAMの電子届出システムへの [推奨設定]

・源泉徴収事務（退職金の総合計：WAMと基金）に関する設定が必要です。

[推奨] 退職手当金の最終支払者 → WAM以外=当基金（共済会）

*WAMを最終支払者に設定すると、当基金の退職金の源泉徴収票をWAMに提出（アップロード）しなければなりません。（源泉徴収票の発行、提出までWAMの手続が完了しない）

・WAMと基金の税務事務を連携しない場合は、本人の確定申告が必要です。

C：ソウェルクラブ (*福利厚生センターに加入している法人が対象です)

①会員交流事業について

・来年度の企画については、4月～5月頃にご案内する予定です。

②福利厚生センターの入会について

・福利厚生センターは、全国の社会福祉事業の従事者を対象にした福利厚生団体です。

・ご入会を希望される法人様は、共済会までお問い合わせください。

D：その他

①新規施設・事業を開所予定の法人様へ

・事業種別により契約できないケースがあります。事前に事務局までご連絡ください。

②退職給付金額の問い合わせについて

・所定の手続き（書面）が必要となります。お電話では、回答ができません。

③各申請書類の提出について

・加入、退会、中断（累積停止）の届出期日は事由発生日から7日以内です。

・福利厚生等の給付金申請には期限があります。お早めにお手続きください。

E：共済会・基金の事業日程（予定）

日 程	内 容	種 別
1月 14日	12月分掛金（基金・共済会）納付通知書送付予定	基金/共済会
1月 20日	各種給付金、補助金、退職金の請求締切り	
1月 27日	12月分の掛金（基金・共済会）納付期限	
2月 10日	各種送金（口座を変更された施設は、変更後の口座へ送金）	共済会

ご不明な点がございましたら、共済会事務局までお問い合わせください。

事務局 TEL 075-252-5888 / FAX 075-252-5881

H P → <http://www.kyousaikai.or.jp> / E-mail → info@kyousaikai.or.jp